

「放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件」のうち「地上デジタルテレビジョン放送等の安全・信頼性に関する技術的条件」に係る放送システム委員会報告（案）
に対する意見及びその考え方（案）

2023年11月7日

放送システム委員会

○意見募集期間：令和5年9月27日(水)～令和5年10月26日(木)

○意見提出件数：3件（放送関係事業者等：1件、個人：2件）

(意見提出順、敬称略)

No	意見提出者	案に対する御意見及びその理由	委員会の考え方	反映の有無
1	個人	・ローマ数字1ページの18行目「また」は「また、」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。	ご意見を踏まえ、記載を統一・修正いたします。	有
		・22ページの3行目「又は」と、68ページの3行目「または」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。		
		・21ページの11行目「通り」と、24ページの最下行「とおり」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。		
		・44ページの最下行の10行上「以下」は「以下、」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。		
		・5ページの最下行の3行上「電波産業会」は「一般社団法人電波産業会」のほうがよい。		
2	個人	・22ページの表の地上系及び衛星系の放送欄の最上欄の1行目「もしくは」は「若しくは」のほうがよい。規則の条文どおりに。	ご意見を踏まえ、記載を統一・修正いたします。 また、23ページの表に関するご指摘の箇所は、放送法施行規則第107条第3項に関する説明です。ご意見を踏まえ、「③ 損壊等により放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのある設備に関しては、①及び②の	有
		・22ページの表の地上系及び衛星系の放送欄の最上欄の1行目「故障等」は「損壊等」のほうがよい。規則の条文のとおり。		
		・22ページの表の地上系及び衛星系の放送欄の最下欄の1行目「地震による」は「地震による」の誤記ではないか？		
		・22ページの表の地上系及び衛星系の放送欄の最下欄の1行目「または」は「又は」のほうがよい。規則の条文どおりに。		

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 22 ページの表の地上系及び衛星系の放送欄の最下欄の3行目「接触不良」は「接触不良」の誤記ではないか？ ・ 23 ページの表の地上系及び衛星系の放送欄の最上欄の「大規模な地震」は「通常想定される規模の地震」の誤記ではないか？ 規則第107条第1項、第2項によると。 	耐震措置は大規模な地震を考慮」に修正いたします。	
3	一般社団法人 衛星放送協会	<p>本委員会報告（案）の内容に賛同いたします。</p> <p>放送設備のサイバーセキュリティ確保は重要な事項であり、今回、地上放送に加えて衛星放送も対象とし、放送設備のIP化を想定してサイバー脅威の動向、セキュリティ確保の対策技術等の論点を整理の上、技術基準の検討が進められたことは大変意義があると考えます。</p> <p>サイバーセキュリティの確保は、技術進歩と環境変化が大きい中で継続した対応が必要であり、放送事業者が経済合理性の観点も踏まえつつ、技術基準に則して適時適切に判断し、自社の設備に応じた対策を選択できることが望ましいと考えます。</p> <p>なお、具体的な対策に一定期間要することが想定されますので、法制化に当たっては、猶予期間を設ける等の配慮をお願いいたします。</p>	<p>本案に賛同するご意見として承ります。</p> <p>関連規定の整備については、総務省において適切に対応されるものと考えます。</p>	無

注：その他、報告案に対するものではないご意見が1件ありました。